

令和3年4月26日

お客様・関係者の皆様へ

税理士法人 ファミリィ  
代表社員・税理士 山本和義

## コロナ感染症対策の取組みについて

弊所では、コロナ感染症対策への取組みについて、以下のような対応をさせていただきます。

1. 手洗いの励行、手指などの消毒、マスクの着用などを行っています。
2. 時差出勤などによる対応をさせていただきます。
3. 社員及びその家族全員について、PCR検査を実施し、全員「陰性」であることを確認しています。

なお、緊急事態宣言が4月25日に発令されたことを受けて、弊所では4月30日を臨時休業とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、なにとぞ、ご理解とご了承をお願いします。